

香川県病院局企業職員の給与に関する規程及び香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年12月23日

香川県病院事業管理者 太田吉夫

香川県病院局管理規程第5号

(香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 香川県病院局企業職員の給与に関する規程(平成19年香川県病院局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 病院局の企業職員で常時勤務に要するもの及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の額、支給条件及び支給方法は、この規程に定めるもののほか、当分の間、職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。)、香川県職員退職手当条例(昭和29年香川県条例第38号。以下「退職手当条例」という。)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号。以下「一般職任期付職員条例」という。)の適用を受ける者の例による。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 別表第10に掲げる職を占める職員(地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員に係る別表第10の区分欄に定める区分に応じ、別表第11の管理職手当の欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあってはその額に香川県病院局企業職員就業規程(平成19年香川県病院局管理規程第10号。以下「就業規程」という。)第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、同条第3項に規定する任期付短時間勤務職員にあってはその額に同項又は同条第4項の規定により定</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 病院局の企業職員で常時勤務に要するもの及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の額、支給条件及び支給方法は、この規程に定めるもののほか、当分の間、職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。)、香川県職員退職手当条例(昭和29年香川県条例第38号)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号。以下「一般職任期付職員条例」という。)の適用を受ける者の例による。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 別表第10に掲げる職を占める職員(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)を除く。)に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員に係る別表第10の区分欄に定める区分に応じ、別表第11の管理職手当の欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあってはその額に香川県病院局企業職員就業規程(平成19年香川県病院局管理規程第10号。以下「就業規程」という。)第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、同条第3項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては</p>

められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（育児短時間勤務職員等についての特例等）

第22条 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員に対する第12条及び第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

附 則

13 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員に対する前項各号に掲げる規定の適用については、同項中「8,000円」とあるのは「8,000円に勤務割合を乗じて得た額」と、「4,000円」とあるのは「4,000円に勤務割合を乗じて得た額」とする。

（給料月額の7割措置）

14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、給与条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

（前項の適用を受ける者の適用除外）

15 前項の規定は、県立病院に勤務する医師及び歯科医師には適用しない。

（退職手当条例の適用の特例）

16 第2条の規定により退職手当条例の例によることとされている退職手当条例附則第19項及び第20項の規定は、県立病院に勤務する医師及び歯科医

その額と同項又は同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（育児短時間勤務職員等についての特例等）

第22条 育児短時間勤務職員等及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する第12条及び第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

附 則

13 育児短時間勤務職員等及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する前項各号に掲げる規定の適用については、同項中「8,000円」とあるのは「8,000円に勤務割合を乗じて得た額」と、「4,000円」とあるのは「4,000円に勤務割合を乗じて得た額」とする。

師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(管理職手当の支給額の特例)

17 附則第14項の適用を受ける職員に対する第7条第2項の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは「定める額に、100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

(特殊勤務手当の支給額の特例)

18 第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により給与条例附則第6項、第10項又は第11項の規定による給料を支給される職員に関する第12条第2項及び第13条第2項の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と給与条例附則第6項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額」とする。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表(三)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
3級	主任技師の職務
2級	相当の技術又は経験を必要とする技師の職務
略	

別表第3（第4条関係）

医療職給料表(三)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
3級	主任技師（再任用職員を除く。）の職務
2級	1 主任技師（再任用職員に限る。）の職務 2 相当の技術又は経験を必要とする技師の職務
略	

(香川県病院局企業職員就業規程の一部改正)

第2条 香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員</p>

時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

3・4 略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、管理者は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 略

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、前条第2項又は前項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにして、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は県立病院の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、次に掲げる基準に適合するようして週休日を設ける場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

（年次休暇）

第8条の2 定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の一の年における年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮して管理者が定める日数とする。

で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

3・4 略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、管理者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 略

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、前条第2項又は前項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにして、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は県立病院の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、次に掲げる基準に適合するようして週休日を設ける場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

（年次休暇）

第8条の2 再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の一の年における年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮して管理者が定める日数とする。

- 2 略
- 3 略

(1) 略

- (2) 定年前提任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 1日の勤務時間の時間数（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない場合は、4週間における1日平均の勤務時間の時間数）（その時間数に1時間未満の端数があるときは、5分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げた時間数）

(分限)

第15条 略

- 2 略

3 職員が職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年香川県条例第39号。以下「分限条例」という。）第3条各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、これを降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）するものとする。この場合において、同条第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

4 職員が分限条例第4条に掲げる全ての場合に該当し、必要があると認めるときは、これを降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。）するものとする。

(分限の手続及び効果)

第16条 分限の手続及び効果は、この規程に定めるもののほか、分限条例の定めるところによる。

(臨時的任用職員及び非常勤職員の就業に関する事項)

第20条 臨時的に任用された職員及び非常勤職員（定年前提任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、管理者が別に定める。

- 2 略

3 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 略

- (2) 再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 1日の勤務時間の時間数（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない場合は、4週間における1日平均の勤務時間の時間数）（その時間数に1時間未満の端数があるときは、5分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げた時間数）

(分限)

第15条 略

- 2 略

3 職員が職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年香川県条例第39号）第3条各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、これを降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）するものとする。この場合において、同条第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

4 職員が職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第4条に掲げる全ての場合に該当し、必要があると認めるときは、これを降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。）するものとする。

(分限の手続及び効果)

第16条 分限の手続及び効果は、職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の定めるところによる。

(臨時的任用職員及び非常勤職員の就業に関する事項)

第20条 臨時的に任用された職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する

(分限の手續に係る特例)

- 2 第16条の規定によりその定めるところとされた分限条例第5条第1項の規定は、香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）附則第14項の規定による降給の場合には、適用しない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置)
- 2 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第2項第2号に規定する職員をいう。）及び暫定再任用短時間勤務職員（令和4年改正条例附則第2項第3号に規定する職員をいう。次項において同じ。）は、改正後の香川県病院局企業職員の給与に関する規程第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規程の規定を適用する。
(香川県病院企業職員就業規程の一部改正に伴う経過措置)
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の香川県病院局企業職員就業規程第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規程の規定を適用する。